

ひとりで抱え込まずに まずはご相談ください。

生活に
困っている

将来が不安

住むところがない

家賃を
払えない

仕事が見つからない



仕事になかなか見つからない、
住むところがない、家賃を滞納している、
など、まずはお困りごとをお聞かせください。

専門の支援員と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。

ご家族など、周りの方からのご相談も
受け付けています。

【相談窓口】

中央区役所
福祉保健部生活支援課
相談調整係

(中央区築地1-1-1 4階)

☎03-3546-5303

(受付時間:午前9時~午後4時30分)

※相談は無料です。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を一定期間支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

働きたい、を応援します。

日常生活自立（規則正しい生活や適切な身だしなみ等）に関する事、社会生活自立（挨拶や基本的なコミュニケーション等）に関する事、就労自立（ビジネスマナー講座や履歴書の作成指導等）に関する支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。
※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

一時生活支援事業

一定期間宿泊場所や衣食を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

<相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）>

1 相談窓口へ

窓口で配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合は、ご自宅にも訪問します。

2 生活の状況をみつめる

生活の困りごとや不安をお話してください。生活の状況と課題を分析し、自立に向けて寄り添いながら支援を行います。

3 あなただけの支援プランを

あなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを一緒に作成します。

4 支援決定・サービス提供

支援プランは関係者を交えた話し合いで正式に決定され、そのプランに基づいて各種サービスが提供されます。

5 定期的なモニタリング

あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りに行かない場合は支援プランを再検討します。

6 真に安定した生活へ

困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活が維持できているか一定期間、フォローアップがなされます。